

事業承継等人材マッチング支援事業推進要綱

令和7年3月31日（総行政第72号）制定

第1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、地域企業の担い手となる人材の不足が特に深刻な課題となっている。このような中、地域企業と地方公共団体が連携し、地域が一体となって地域企業の担い手を確保・育成することが重要となっている。

地域企業にとっての人材のニーズは多岐にわたっており、例えば、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）のほか、地域企業の事業を支えるスタッフや、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等がある。

人材不足が深刻化する中、これらの担い手を確保するためには、特に地域企業の担い手としての潜在力が高い、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等へのアプローチの強化が有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、第2以下に掲げる取組（以下「事業承継等人材マッチング支援事業」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

事業承継等人材マッチング支援事業とは、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材と、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材、地域企業の事業を支えるスタッフや介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業との効果的なマッチングを支援し、地域の活力を創出し、人材の総活躍を促進するための地方単独事業をいい、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行うものとする。

（1）地方公共団体

地方公共団体は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定し、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材と、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材、地域企業の事業を支えるスタッフや介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業との効果的なマッチングを支援する事業に取り組む。

（2）総務省

総務省は、事業承継等人材マッチング支援事業に取り組む地方公共団体に対して、事業への助言や必要な財政上の支援を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

第3 支援内容

事業承継等人材マッチング支援事業の実施に要する経費について、以下のとおり特別交付税措置を講じる。

(1) 対象団体

市町村

(2) 対象経費

別添の経費を対象とする。

(3) 措置内容

対象経費×措置率 0.5×財政力補正（対象経費が 15,000 千円を超えるときは、15,000 千円とする。）

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(別添)

「事業承継等人材マッチング支援事業」に係る
特別交付税措置の対象経費について

地方公共団体が、本要綱に基づき事業承継等人材マッチング支援事業に取り組む場合、以下の経費（地方単独事業に限る。）を対象として特別交付税措置を講じることとする。

1 対象経費

(1) 人材・事業所等に対する調査に要する経費

人材・事業所等に対する調査に要する経費

(例) 調査外注費、通信運搬費、会議費 等

(2) 交流会等の開催に要する経費

人材の発掘やスキルアップ、事業所等と人材のマッチングを目的とした交流会・商談会・研修会等開催に要する経費

(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費（チラシ等）、消耗品費 等

(3) マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費

人材活用システム導入・活用に必要な経費

(例) データベース化（人材バンク等）に係る費用、ホームページ設立経費 等

(4) コーディネータ等の配置に要する経費

コーディネータ・アドバイザー等の配置に必要な経費

(例) 人件費（地方公共団体の職員の人件費除く。）、交通費、旅費 等

(5) マッチングトライアルに対する支援に要する経費

(例) トライアル実施に伴う人件費（日当、交通費等）、保育料補助費（3ヶ月以内） 等

※トライアル…試用期間。インターンシップのように人材が事業所で試用的に従事し、当該事業所の仕事、環境等を経験する。

(6) 地域人材の育成に要する経費

人材の発掘やスキルアップ等を目的とした研修会、セミナー等の開催、OJTの実施、資格取得費補助等

(例) 会場借上費、会場設営・装飾費、講師謝礼、広報宣伝費（チラシ等）、消耗品費、資格取得費 等

2 その他留意事項

- ・ 上記 1 に掲げる事務の一部を委託して実施することも差し支えない。
- ・ 実施団体の職員の雇用に要する経費については、本事業に取り組むため、特に臨時で雇用した者に支払う報酬等に限る。